

訴 状

平成 20 年 11 月 6 日

京都地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 折 田 泰 宏

同 弁護士 上 瀧 浩 子

同 弁護士 浅 井 亮

当事者 当事者目録記載のとおり

不当利得返還請求行為等請求事件

訴訟物の価額 金 1, 6 0 0, 0 0 0 円

ちょう用印紙額 金 1 3, 0 0 0 円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、高桑三男に対し、290,460円の支払いをするよう請求せよ。
 - 2 被告は、在田正秀に対し、125,790円の支払いをするよう請求せよ。
 - 3 被告は、市田佳之に対し、4,270円の支払いをするよう請求せよ。
 - 4 被告は、春田寛に対し、61,260円の支払いをするよう請求せよ。
 - 5 被告は、松浦卓也に対し、391,730円の支払いをするよう請求せよ。
 - 6 被告は、相村文彦に対し、24,200円の支払いをするよう請求せよ。
 - 7 被告は、西田良規に対し、289,380円の支払いをするよう請求せよ。
 - 8 被告は、櫻木章人に対し、4,840円の支払いをするよう請求せよ。
 - 9 被告は、村山典広に対し、3,020円の支払いをするよう請求せよ。
 - 10 被告は、市田佳之に対し、840,620円の賠償の命令をせよ。
 - 11 被告は、門川大作に対し、615,790円の支払いをするよう請求せよ。
 - 12 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求めらる。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告らは、京都市に居住する住民である。
- (2) 被告は、京都市長であり地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号の執行機関として、京都市が受けた損害について損害賠償請求、不当利得についてその返還請求及び損害賠償命令等をすべき義務を有する者である。
- (3) 高桑三男（以下「高桑」という）は、平成 19 年 12 月 14 日までの教育次長であり、在田正秀（以下「在田」という）は、総務部長であり、市田佳之（以下「市田」という）は、総務部総務課長であり、春田寛（以下「春田」という）は、総務課担当課長であり、松浦卓也は、同課課長補佐であり、梶村文彦（以下「梶村」という）は、同課総務人事係長であり、西田良規（以下「西田」という）は、同課企画広報係長であり、榎木章人（以下「榎木」という）は、同課企画労務係長であり、村山典広（以下「村山」という）は、同課担当係長であった（これら職員を指して「対象職員」という）。

また、門川大作（以下「門川」という）は平成 19 年 12 月 14 日までの教育長であり、高桑は、平成 19 年 12 月 15 日以降は教育長職務代理、平成 20 年 3 月 1 日以降は教育長であった（いずれも平成 19 年度当時における京都市教育委員会の役職）。

2 タクシーチケットの取扱い

京都市は、京都市タクシーチケット取扱要領（以下「要領」という）により、以下のとおりタクシーチケットの取扱を定めている（甲 3）。

- 3 条 職員は、チケットが地方自治法 237 条に定める財産に準じる有価物であること及びその使用は京都市が債務を負担することとなる契約の締結に当たることを十分に認識したうえで、厳格な使用及び管理を行わなければならない。

7 条 1 項 所属の保管責任者は、所属職員にチケットの利用の必要が生じたときは、次の各号に該当する場合に限り、チケットを必要のつど、

必要枚数を交付することを原則とする。

- (1) 市内において、緊急必要やむを得ない場合で公用車の配車ができないとき
- (2) 市内において、バス、地下鉄、他の公共交通機関の利用が困難または著しく非能率と考えられる場合
- (3) 早朝又は深夜の時間が勤務で他の公共交通機関を利用が著しく困難な場合
- (4) 来客等の送迎で、公用車又は他の公共交通機関の利用によることが適当でない場合

7 条 2 項 課長級以上の職にある者が業務の遂行上、1 冊のチケット簿冊を専用に使用する必要がある場合は、当該所属の庶務担当係長が保管責任者となり、所属長から払い出しを受けた簿冊を交付する。

8 条 チケットを使用する者は、目的地までの経路、公共交通機関との乗り継ぎ、同一方向への相乗り等を考慮し、可能な限り合理的、経済的な使用に努めなければならない。

10 条 1 項 使用者は、使用のつど保管責任者に対し、帰庁後又は使用日の翌日、直ちにタクシーチケット使用報告書により使用状況を報告し、所属長の確認を受けるものとする。

11 条 1 項 所属長は、チケット会社から請求書類が送付されたときは、使用報告書と照合確認のうえ、支出手続を取らなければならない。

3 不正使用の事実

- (1) 上記のとおり、タクシーチケットを使用する場合には厳しい制約があり、使用できる場合が限られており、特に帰宅のためにタクシーチケットを使用できるのは 7 条 1 項 3 号の場合に限定されている。

この「他の公共交通機関の利用が著しく困難な場合」とは、原則として、「当該職員が公務に従事したことによって通勤経路に係る公共交通機関を利用することができなくなっている場合」とされている（甲 2、

監査結果 16 頁)。

そして、対象職員の通勤のための公共交通機関の最終時刻は、監査結果によると以下の通りであった(甲 2、第 3、1 (4) の表)。

- ア 高桑…市バス京都市役所前停留所発 23 時 17 分
- イ 在田…地下鉄烏丸御池発 0 時
- ウ 市田…地下鉄京都市役所前駅発 23 時 54 分
- エ 春田…地下鉄京都市役所前駅発 23 時 30 分
- オ 松浦…阪急電鉄河原町駅発 23 時 50 分
- カ 梶村…地下鉄京都市役所前駅発 23 時 30 分
- キ 西田…地下鉄京都市役所前駅発 23 時 56 分
- ク 榎木…①地下鉄京都市役所前駅発 23 時 9 分(平成 20 年 1 月 6 日以前)
②地下鉄京都市役所前駅発 23 時 7 分(平成 20 年 1 月 7 日以降)
- ケ 村山…市バス京都市役所前停留所発 23 時 22 分

(2) 上記最終時刻を基に対象職員のタクシーチケット使用報告書、時間外勤務命令簿、「鍵貸出し及び最終退庁者名簿」、チケットの券面又は運行記録の照会結果等を調べると、以下のとおりの不正使用が判明した。

- ① 時間外勤務命令時間に基づく退出時間が公共交通機関の最終時刻以前である、又は時間外勤務命令がないにもかかわらずタクシーに乗車しているもの。
- ② 市役所以外の場所(主として祇園、花見小路等歓楽街)から乗車しているにもかかわらず、使用報告書の乗車地に「市役所」と記載するなど虚偽の報告をしているもの。
- ③ タクシー乗車時間が当該対象職員の公共交通機関の最終時刻よりも早いもの。
- ④ 総務課の閉室時間が当該対象職員の公共交通機関の最終時刻よりも早いにもかかわらず、タクシーを利用して帰宅しているもの。

4 監査の結果

原告らは、平成 20 年 8 月 7 日付で、京都市監査委員に対し、当時情報公開等により判明していた事実を基にして、上記不正使用につき地方自治法 242 条第 1 項に基づき監査請求を行った(甲 1)。

その結果、監査委員は、117 件を不正使用と認め、生田教育企画監、在田、市田、春田、稲田総務課担当課長、松浦、西田、村山に対する不当利得返還請求計 497,660 円、市田に対する損害賠償請求 133,850 円、その他証拠不十分として基準外使用を認めなかったチケットについての調査と必要な措置等を講じるよう勧告した(甲 2)。

5 本訴の提起

(1) 監査結果は、上記不正使用の一部につき返還の勧告を認めたものであるが、課長補佐級以下の職員の勤務の終了時刻につき、自己申告の時間外勤務の実績が記載された実績記録を基にし、時間外勤務命令に基づいていないなど、不十分な点が多い。

そして、上記 3 (2) ①ないし④の不正使用で監査結果が認めなかったものにつきまとめたものが別表 1 であり、高桑に対し 880 円、在田に対し 125,790 円、市田に対し 4,270 円、春田に対し 61,260 円、松浦に対し 391,730 円、梶村に対し 24,200 円、西田に対し 289,380 円、榎木に対し 4,840 円及び村山に対し 3,020 円を、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき不当利得返還請求をするよう被告に求める。

(2) また、所属長(総務課長)市田は、後日チケット会社からの請求に対し、使用報告書と照合確認のうえ支払いをしなければならず(要領 11 条)、使用報告書に疑義が生じた場合には使用者である職員から事情を確認する必要があったにもかかわらず(要領 10 条 1 項)、これを怠った重過失により京都市に対して損害を生じさせた。

この損害は、上記(1)の金額だけではなく、監査結果で課長補佐級以下の不正使用が認められた事案すべてに対し及ぶところ、松浦 485,320 円、梶村

24,200 円、西田 455,130 円、樫木 4,840 円、村山 3,020 円(別表 2)で合計金額は 974,470 円であり、そのうち、監査結果で市田に勧告されたのは 133,850 円のみであるから、被告はその余の 840,620 円につき、市田に対し地方自治法 243 条の 2 第 3 項に基づき損害賠償の命令をすべきである。

(3) さらに、上記のような不正使用は、監査結果も指摘するとおり(甲 2、14 ページ)、教育委員会総務課内において、実際の乗車区間と異なる区間での使用報告をしたり、乗車区間の記載をしなかったりしていたことに加えて、使用直後又は翌日の報告が徹底されておらず後日にまとめて使用報告書を作成したものがあつたにもかかわらず、使用報告書には使用口の翌開庁口までの口を記載するなど要領に違反する運用が長年にわたり組織内で容認されていたことが背景にある。

そうすると、教育委員会総務課は、所属長及び保管責任者を含めた組織全体で要領を無視しこれに反した運用を行っていたといえる。

そうであれば、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 17 条 1 項)、「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」(同 20 条 1 項)とされている教育長は、かかる組織的な不正使用につき監督を怠った過失によって、京都市に対し不法行為に基づく損害賠償責任を有している。

なお、平成 19 年度の教育長は平成 19 年 12 月 14 日までが門川であり、その後門川の辞職に伴い、高桑が、平成 19 年 12 月 15 日以降、教育長職務代理、そして、平成 20 年 3 月 1 日以降は教育長となった。

したがって、門川は本訴により不正使用とした合計 905,370 円のうち、平成 19 年 12 月 14 日までの不正使用の金額 615,790 円を、高桑は平成 19 年 12 月 15 日以降の不正使用の金額 289,580 円を賠償する責任がある(別表 2)。

5 結論

よって、原告らは、被告に対し、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求めるものである。

証 拠 方 法

- 甲 1 京都市職員措置請求書
- 甲 2 京都市職員措置請求に係る監査の結果について
- 甲 3 京都市タクシーチケット取扱要領

添 付 資 料

- 1 甲号証各写し 各 1 通
- 2 訴訟委任状 6 通